

河きしのをとりおるべき所あらばうきにしにせぬ身はなげつべし

〔八雲御抄三下〕雉　さをとるきびすと云　おとる由　かた山きびす　やたけのきびす　やみねとも　つまよぶとも　あさのゝきびす

日本紀曰、ななしきじ、是たかむすびの使、あめわかみこの家の、かつらのきにゐる、天わかみこ射  
之、とかり、とたちなどいへり、皆きじの事也、あさるきゞす

〔藻鹽草鳥十〕雉

きすと同五音也、日本紀にきしと云をきすと云也、かくとす  
かた山雉 やたけの雉八峯也、又やみねのきす共云り、又やたけの雉は春たけき也、つまよふあ  
さの雉 あさる雉みてよむ也、駒にも云也、仍禽獸に云りはしる雉のかたあと狩也 きじ  
のはね音 重々 雉鳴とよみ 萬 な、しきじ略○註 加ほよ鳥雄男鳥也、藏玉にあ  
也、みよしのい山のうつはりなく聲にことしも春のたり、御幸鳥 犬にす きじのほろろとかな  
く 玄ばうつりして鳴雉 さわらびあさり雉なく なくきじのきじのほろ／＼なみだこぼ  
る、野火けつ雉のはねの志づく きすのひな

〔碩鼠漫筆十五〕雉の名義

〔東雅禽鳥〕雉キシ○中  
此物の名、太古の頃聞えて、其義既に不詳、則今俗に、凡そ事のはげしきを  
ケバシといふ事あり、もし古の遺言ならんには、ケバシとは、キバシといふ語の轉せしにて、キバ  
シと云ひしは、此鳥の性の勇み烈しきを云ひしも知るべからず。

義

此名義を古事記傳卷十三左二に、伎藝志と云名は、其鳴聲を以負たる物なり。凡て鳥蟲獸などに  
る例多し、云々上以と見えたれどおほつかなし。伎藝は其聲ともいふべけれど、斯は如何にとも解べき  
由なし。さるに依て春村按ふに、こは聞知鳥の義にて、そを下略せし名なるべし。但し次の岐を藝  
と濁るは、名と成る。